

令和3年度多治見市空家等審議会 次第

日時：令和4年3月17日（木曜日） 午後2時から午後4時まで（予定）

会場：多治見市役所本庁舎 2階大会議室

1. 会長あいさつ

2. 議題

【報告事項】

議題1 多治見市内の空家等の状況について…資料1、別紙1（全部非公開）

議題2 令和3年度特定空家等に対する行政代執行実施の報告…資料2

議題3 特定空家等の新規認定及び対応の報告…資料3

議題4 令和4年度に実施予定の略式代執行の情報提供について…資料4

個人に関する情報を含むため、別紙1の全部、資料1～資料4の一部は非公開とします。
議題2（資料2）で取扱う物件の情報に関しては、行政代執行実施に際し広告を行った情報であるため、公開としています。

<用語の定義>

資料中、各用語の定義は以下の通りとしております。

(1) 「法」

空家等対策の推進に関する特別措置法

(2) 「空家等」

法第2条第1項に規定する、建築物又はこれに付随する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの。

(3) 「特定空家等」

法第2条第2項に規定する、そのまま放置されれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全をを図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。